議案第９０号

大津市空家等の適正管理に関する条例の制定について

平成２８年３月３日提出

大 津 市 長　　越　　直　美

大津市空家等の適正管理に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等の適正な管理について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　法定外空家等　本市の区域内に存する長屋若しくは共同住宅の住戸又はこれらに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

⑵　特定法定外空家等　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる法定外空家等をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（空家等又は法定外空家等の所有者等の責務）

第３条　空家等又は法定外空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等又は法定外空家等が周辺の生活環境及び地域社会に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

（法定外空家等の立入調査等）

第４条　市長は、必要があると認めるときは、法定外空家等の所在及び当該法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

２　市長は、第７条第１項及び第２項並びに第１０条第１項の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

３　市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その５日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

４　第２項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（法定外空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第５条　市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の法定外空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（所有者等による法定外空家等の適切な管理の促進）

第６条　市は、所有者等による法定外空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（特定法定外空家等に対する助言、指導等）

第７条　市長は、特定法定外空家等の所有者等に対し、当該特定法定外空家等に関し、除却、修

繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定法定外空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

２　市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定法定外空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（勧告に係る事前手続）

第８条　市長は、法第１４条第２項又は前条第２項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、その勧告を行おうとする者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

２　市長は、法第１４条第２項又は前条第２項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会の意見を聴かなければならない。

（公表及び標識の設置）

第９条　市長は、法第１４条第２項又は第７条第２項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等又は特定法定外空家等に設置することができる。

（特定法定外空家等に対する措置命令等）

第１０条　市長は、第７条第２項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

２　市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

３　前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から５日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

４　市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第１項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5　市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第１項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の３日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6　第４項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7　市長は、第１項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

8　第１項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第７条第１項の助言若しくは指導又は同条第２項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第１項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

9　市長は、第１項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

１０　前項の標識は、第１項の規定による命令に係る特定法定外空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定法定外空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

１１　第１項の規定による命令については、大津市行政手続条例（平成８年条例第３０号）第３章（第１２条及び第１４条を除く。）の規定は、適用しない。

（準用）

第１１条　第８条第２項の規定は、法第１４条第３項又は前条第１項の規定による命令を行おうとする場合について準用する。

（応急措置）

第１２条　市長は、特定空家等及び特定法定外空家等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最

小限度の応急措置を講ずることができる。

2　市長は、前項の規定による応急措置を講じたときは、当該応急措置の実施内容を当該特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、過失がなくて当該特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等を確知することができない場合は、この限りでない。

3　前項ただし書の場合においては、市長は、当該応急措置の実施内容を公告しなければならない。

4　市長は、第１項の規定による応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を当該特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等から徴収することができる。

（大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会）

第１３条　特定空家等又は特定法定外空家等に対する措置の実施等に関し必要な事項を調査審議するため、大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、委員５人以内をもって組織する。

3　委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第１５条　次の各号のいずれかに該当する者は、５０，０００円以下の過料に処する。

⑴　第４条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

⑵　第１０条第１項の規定による市長の命令に違反した者

附　則

この条例は、平成２８年６月１日から施行する。

議案第９１号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成２８年３月３日提出

大 津 市 長　　越　　直　美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成２４年条例第４９号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市景観審議会の項の次に次のように加える。

大津市緑の基本計画審議会	都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条第１項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定するために必要な事項を調査審議すること。	６人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、関係行政機関から選出された者及び市職員

別表教育委員会の部大津市心身障害児就園就学指導委員会の項を次のように改める。

大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会	特別支援教育の対象となる幼児、児童及び生徒の適正な就園又は就学を図るとともに、これらの者に対する適切な支援を実施するために必要な事項を調査審議すること。	２０人以内	学識経験を有する者、関係行政機関から選出された者及び市職員

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、別表教育委員会の部大津市心身障害児就園就学指導委員会の項の改正規定は、同年５月１５日から施行する。

議案第９２号

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成２８年３月３日提出

大 津 市 長　　越　　直　美

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例（平成２７年条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「１３日」を「２０日」に改める。

第６条第１項中「臨時教員」を「臨時講師」に改める。

第７条第１項中「病理検査手当」の次に「、救急現場医療救護手当」を加える。

第９条第２項中「１００分の１０８」を「１００分の１１１」に、「１００分の１１８」を「１００分の１２１」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、在職期間が１箇月未満の者の前項の期末手当の額は、零とする。

第１０条の見出し及び同条第１項、第１１条第１項第６号並びに第１２条第１項第１号中「臨時教員」を「臨時講師」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額６，７００円又は１時間につき８７０円
警備員	１時間につき　８７０円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額　９，０３０円
自動車運転士	日額　６，９００円

保育士	日額　８，６１０円
保育園保健担当職員	日額　９，２６０円
用務員	日額６，７００円又は１時間につき８７０円
調理員	日額　６，７００円
児童厚生員	日額　７，５１０円
児童クラブ指導員	日額　８，０３０円
介護福祉士	日額　８，３２０円
食品衛生監視員	日額　８，８３０円
獣医師	日額　９，４８０円
保健師	日額　９，２６０円
助産師（市民病院に勤務する者を除く。）	日額　９，２６０円
看護師（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額　８，８５０円
准看護師（市民病院に勤務する者を除く。）	日額　８，３２０円
管理栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	日額　８，８５０円
栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	日額　７，５１０円
歯科衛生士（市民病院に勤務する者を除く。）	日額　７，４１０円
はり師・きゅう師	日額　７，５１０円
発達相談員	日額　１０，１６０円
施設管理技術員	日額　８，８５０円
環境整備員	日額　８，７２０円
建築技術補助員	日額　８，８５０円
市民病院に勤務する看護補助員	１時間につき　９６４円
市民病院に勤務する医療技術補助員	１時間につき　９６４円
市民病院に勤務する助産師	１時間につき　１，５７４円
市民病院に勤務する看護師	１時間につき　１，５６９円
市民病院に勤務する准看護師	１時間につき　１，３３１円
市民病院に勤務する薬剤師	日額１２，４２０円又は１時間につき１，６０２円
市民病院に勤務する医療技術職等の臨時職員（看護補助員、医療技術補助員、助産師、看護師、准看護師及び薬剤師を除く。）	日額１１，５２０円又は１時間につき１，４８６円
訪問看護師	日額１３，３２０円又は１時間につき１，６６６円

介護老人保健施設に勤務する介護職員	日額８，６５０円又は１時間につき１，０５０円
会計事務補助員	日額　７，５１０円
小１すこやか支援員	１時間につき　１，０２０円
特別支援教育支援員（看護師資格を有する者を除く。）	１時間につき　１，０２０円
特別支援教育支援員（看護師資格を有する者に限る。）	１時間につき　１，１５０円
学校図書館司書	１時間につき　１，０２０円
臨時養護教諭	日額　８，８５０円
養護教諭補助員	日額　７，６１０円
子育て支援指導員	日額７，８９０円又は１時間につき１，０２０円
森林環境学習指導員	日額　７，５１０円
指導主事	日額８，７２０円又は１時間につき１，１３０円
文化財発掘調査補助員	日額　７，０００円
文化財発掘作業員	日額　６，６９０円
文化財整理補助員	日額　６，１７０円
臨時講師	月額２２７，１００円又は１時間につき１，１５０円
幼稚園養護職員	１時間につき　１，１８０円

備考　市民病院に勤務する看護補助員が休日等、日曜日又は土曜日に正規の勤務時間が割り振られ、その日に勤務した場合の賃金の上限額は、この表に定めるところにより算定したその日の勤務に係る賃金の上限額に３００円の範囲内で市長が別に定める額を加算した額とする。

別表第２病理検査手当相当分の項の次に次のように加える。

救急現場医療救護手当相当分	救急現場に出動して行う医療救護活動１件につき　７５０円

別表第３勤勉手当の項中「１００分の７５」を「１００分の８０」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　改正後の第２条第４項及び別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に係る賃金について適用し、施行日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第２の規定は、施行日以後に救急現場に出動した場合について適用する。

議案第９３号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成２８年３月３日提出

大津市長　　越　　直　美

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例（平成２７年条例第７６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「６月１日」を「任命権者が市長と協議して定める場合を除き、６月１日」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

これらの基準日前１箇月以内の日に退職し、又は死亡した嘱託職員についても、同様とする。

第３条第１項第２号中「基準日」の次に「（基準日前１箇月以内の日に退職し、又は死亡した嘱託職員にあっては、当該退職し、又は死亡した日）」を加え、同条第２項中「１００分の１５０」を「１００分の１５４」に、「１００分の１６０」を「１００分の１６４」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、在職期間が１箇月未満の者の前項の特別報酬の額は、零とする。

第４条中「休日等」の次に「（次条第１項において「休日等」という。）」を加え、同条の次に次の１条を加える。

第４条の２　任命権者が市長と協議して定める嘱託職員（以下この条において「特定職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該特定職員には、特別報酬を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、特定職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該特定職員には、特別報酬を支給する。

３　前２項の特別報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、７，０００円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して任命権者が市長と協議して定める勤務をした特定職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）

(2)　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、３，５００円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額

４　第１項及び第２項の特別報酬の支給方法は、一般職の職員の管理職員特別勤務手当の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

区分	報酬の上限額
技能・経験職の嘱託員	月額　１７１，１００円
大津市退職職員の嘱託員	月額　２３３，４００円
ＣＩＯ補佐官	月額　５４１，０００円
警察機関連携嘱託員	月額　２９７，５００円
専門的分野のアドバイザー（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額　２８，０００円
車両総括管理者	月額　２９７，５００円
弁護士	月額　５４０，０００円
行政不服審査の審理員	審理１件につき　１５０，０００円
いじめ対策相談調査専門員（弁護士である者を除く。）	月額　３３３，０００円
消費生活相談員	月額　１８６，９００円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額　１７１，４００円
障害福祉窓口業務嘱託員	月額　１７１，４００円
障害者虐待対応嘱託員	月額　１９４，７００円
手話通訳者	月額　１７１，４００円
障害児相談支援員	月額　１８６，９００円
嘱託医（市民病院に勤務する者を除く。）	月額７６０，０００円又は日額２２，０００円
発達相談員	月額　１９５，６００円
地域型保育支援員	月額　１９５，６００円

保育園保健担当嘱託員	月額１８６，９００円又は１時間につき１，２００円
幼児教育相談員	月額　１８４，１００円
バス運転士	月額１１５，９００円又は出動１回につき９，１７０円
保育アドバイザー	月額　１７１，４００円
家庭相談スーパーバイザー	月額　１９５，６００円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者に限る。）	月額　１９４，７００円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額　１８６，９００円
母子自立支援員	月額　１８６，９００円
女性相談員	月額　１８６，９００円
児童厚生員	月額　１７１，４００円
子育て支援員	月額　１８０，１００円
児童クラブ指導員	月額　２４０，６００円
介護支援専門員	月額　１９４，７００円
介護認定調査員	月額　１８６，９００円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額　１８０，１００円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額　１７１，４００円
国民健康保険料徴収員	月額　８６，０００円
保健所に勤務する臨床心理士	出動１回につき　１３，２００円
保健所に勤務する臨床検査技師	出動１回につき　８，４００円
保健所カウンセラー	出動１回につき　８，８００円
保健所に勤務する助産師	出動１回につき　８，５００円
保健所採血担当看護師	出動１回につき　５，４３６円
管理栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額　１８６，１００円
栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額　１７１，７００円
歯科衛生士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額　１７１，４００円
診療放射線技師（市民病院に勤務する者を除く。）	月額　１８６，１００円
助産師（この表に別段の定めがある者を除く。）	月額　１８６，９００円
看護師（この表に別段の定めがある者を除く。）	月額　１８０，１００円
保健師	月額　１８６，９００円

言語相談員	月額　１９４，２００円
産業化支援統括コーディネーター	月額　３８０，０００円
国際交流員	月額　３３０，０００円
有害鳥獣駆除作業員	月額　１８５，８００円
鳥獣害対策実施隊員	出動１回につき　３，０００円
早朝せり監視員	月額　１７２，２００円
不法投棄対策監	月額　１９８，０００円
建築確認構造審査業務嘱託員	出動１回につき　２４，０００円
市民病院に勤務する薬剤師	月額　２６０，７００円
市民病院に勤務する医療技術職等の嘱託員（薬剤師を除く。）	月額　２４１，８００円
市民病院に勤務する嘱託医	月額９４０，０００円、１時間につき２０，０００円又は出動１回若しくは手術１件につき１００，０００円
訪問看護師	日額　１３，３２０円
市民病院に勤務する事務職の嘱託員（この表に別段の定めがある者を除く。）	月額　４８８，０７０円
市民病院事業経営アドバイザー	日額　２００，０００円
会計事務アドバイザー	月額　５０，０００円
介護老人保健施設に勤務する看護師	月額　２０６，２００円
介護老人保健施設に勤務する介護職員	月額　２０６，０００円
市担講師	月額　２７５，９１２円
いじめ対策等業務嘱託員	月額　１７８，２００円
市担派遣講師	１時間につき　２，７５０円
ことばの教室指導員	月額　１９４，２００円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額　１８４，１００円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額　１８４，１００円
特別心理相談員	日額　２０，０００円
教育相談センタースーパーバイザー	１時間につき　５，５００円
特別教育相談員	１時間につき　５，５００円
特別支援教育相談員	１時間につき　５，５００円
外国語教育政策アドバイザー	月額　４８４，０００円

教育センターシステム管理員	月額　１５６，８００円
ＩＣＴ活用指導員	月額　１４７，３００円
若手教員育成指導員	月額　１４７，３００円
葛川少年自然の家指定医	出動１回につき　１５，０００円
生涯学習専門員	月額　１７１，１００円
社会教育指導員	月額　１４７，３００円
科学館運営業務嘱託員	月額　１５６，８００円
図書館司書	月額　１７１，４００円
文化財調査員・学芸員	月額　１７１，４００円
青少年健全育成非行防止相談員	月額　１５６，８００円
学校支援アドバイザー	月額　１４７，３００円
幼稚園養護職員	月額　１８４，１００円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額　１７１，４００円

備考　国民健康保険料徴収員の報酬の上限額は、この表による報酬の上限額に市長が別に定める能率給を加算した額とする。

別表第２に次のように加える。

救急現場医療救護手当相当分	救急現場に出動して行う医療救護活動１件につき　７５０円

別表第３地域手当相当分の項中「１００分の６．３」を「１００分の６．６５」に改め、同表勤勉手当相当分の項中「１００分の７５」を「１００分の８０」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に係る報酬について適用し、施行日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第２の規定は、施行日以後に救急現場に出動した場合について適用する。

議案第９４号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成２８年３月３日提出

大 津 市 長　　越　　直　美

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和３４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１３条の５中「５２０，０００円」を「５４０，０００円」に改める。

第１３条の５の１０中「１７０，０００円」を「１９０，０００円」に改める。

第１８条第１項中「５２０，０００円」を「５４０，０００円」に改め、同項第２号中「２６０，０００円」を「２６５，０００円」に改め、同項第３号中「４７０，０００円」を「４８０，０００円」に改め、同条第４項中「５２０，０００円」を「５４０，０００円」に、「１７０，０００円」を「１９０，０００円」に改め、同条第５項中「５２０，０００円」を「５４０，０００円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　改正後の大津市国民健康保険条例の規定は、平成２８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第９５号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

平成２８年３月３日提出

大 津 市 長　　越　　直　　美

1　譲渡する財産　　建物

所　在　　大津市平津二丁目２６４番地１４

構　造　　鉄骨造スレートぶき平家建

面　積　　延床面積　１２４．４７平方メートル

2　譲 渡 価 格　　２６１，８５３円

3　譲渡の相手方　　大津市平津二丁目４番９号

社会福祉法人湘南学園